

○熊本県警察の情報処理能力検定に関する訓令

平成5年12月10日

本部訓令甲第12号

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令(平成5年警察庁訓令第1号)に定めるもののほか、熊本県警察職員の情報処理能力検定(以下「能力検定」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の実施者)

第2条 能力検定の実施に関する事務は、警務部長が行うものとする。

2 警務部長は、情報管理課に所属する職員に能力検定の実施に関する事務を補助させることができる。

(能力検定の実施)

第3条 能力検定の日時、場所、方法の細目その他必要な事項は、その都度警務部長が定める。

(合格者に関する措置)

第4条 警務部長は、能力検定の合格者を決定したときは合格者の所属長に通知するものとする。

2 情報管理課長は、職員が能力検定に合格したときは、その内容を熊本県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令(平成20年熊本県警察本部訓令第7号)第2条第2号に規定する熊本県警察職員情報総合管理システムにより登録しなければならない。

3 情報管理課長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。この場合において、合格者台帳は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)により作成するものとする。

(他の機関の職員の検定)

第5条 警務部長は、他の実施機関から能力検定の委託を受けたときは、この訓令を準用してその検定を行うことができる。

(他の機関が行った能力検定の効力)

第6条 他の実施機関が情報処理能力検定に関する訓令に準拠して行った能力検定の合格者は、この訓令による能力検定に合格したものとみなす。

(検定の実施細目)

第7条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年12月20日から施行する。

附 則(平成7年3月7日本部訓令甲第4号)抄
(施行期日)

第1条 この訓令は、平成7年3月13日から施行する。

附 則(平成20年4月1日本部訓令第8号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月13日本部訓令第2号)
この訓令は、平成25年2月13日から施行する。

附 則(平成27年9月4日本部訓令第10号)
この訓令は、平成27年9月7日から施行する。

附 則(令和2年6月30日本部訓令第11号)
この訓令は、令和2年7月1日から施行する。